

包括的暴力防止プログラム（CVPPP） トレーナー細則

第 1 条（目的） 一般社団法人日本こころの安全とケア学会（以下、本学会）において、包括的暴力防止プログラム（以下 CVPPP）トレーナーの質の向上を目的にこの細則を設ける。

第 2 条（CVPPP トレーナー） 本学会が認定した CVPPP トレーナー養成研修の全課程を修了し、本学会に名簿登録し、本学会による認定を受けた者をいう。

2 所属施設での研修・学習会等を実施したり、CVPPP インストラクターの指導のもと包括的暴力防止プログラム（CVPPP）研修規程第 2 条に定める(1)～(4)の研修において CVPPP の普及を図ることができる。

第 3 条（CVPPP トレーナー登録） CVPPP トレーナー養成研修の際に、本学会に CVPPP トレーナー登録を行うことができる。

2 CVPPP トレーナー登録には、氏名・職種・所属施設名・所属施設連絡先を必要とする。

3 CVPPP トレーナー登録を行ったものは、その後の CVPPP に関わる研修においても本学会への包括的暴力防止プログラム（CVPPP） トレーナー細則第 3 条 2 の個人情報提出を同意したものとみなす。

4 CVPPP トレーナー養成研修時に CVPPP トレーナー登録を行っていないものは、本学会として CVPPP トレーナーとして認めない。

第 4 条（CVPPP トレーナーの責務） CVPPP トレーナーの責務として以下に定める。

(1) 所属施設での研修・学習会等を実施したり、CVPPP インストラクターの指導のもと CVPPP トレーナー養成研修などの研修において CVPPP の普及を図る。

(2) 臨床の場を通じて、CVPPP の普及を図る。

(3) CVPPP トレーナー養成研修で学んだ CVPPP の理念・技術・知識を臨床の場で活用する。

(4) 当事者、専門職者などすべての人のこころの安全を守ることのできる環境づくりを目指す。

第 5 条（CVPPP トレーナーの心得） CVPPP トレーナーの心得として以下に定める。

(1) CVPPP はどのような時でも当事者を第一に考え守るものでなければならない。身体介入の際には当事者に最大限の敬意を払い、最も不利益が少ない方法でケアを行うことを心掛けること。

(2) 臨床の場や研修の場において性的発言や不誠実な言動の他、当事者のみならず職務上かかわるあらゆる人を不快にするような言動を行ってはならない。

(3) CVPPP トレーナー養成研修で行った以外のことを所属施設の研修・学習会等において他者に伝えてはいけない。

(4) CVPPP の手技・技術として利用する際には、研修で行ったこと以外のことをしてはならない。

(5) 手技・技術の習得のために、継続した練習を行うこと。

第6条（細則の見直し） この細則は、CVPPP トレーナーの質を確保していくため、必要に応じて本学会理事会で見直しを行う。

本細則は、令和元年11月29日より一部改定し施行する